○外務省告示第四百三十二号

平成二十八年十月二十一日にチュニスで、円借款の供与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の平成二十年三月二十八日付けの交換公文に従ってチュニジア共和国政府に供与されることになった総合植林計画（Ⅱ）の実施に係る円貨による借款の支出期間がチュニジア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十三年十月二十四日まで延長される旨の口上書の交換が、チュニジア共和国政府との間に行われた。

平成二十八年十一月十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百三十三号

平成二十八年十月二十七日にマレで、地上デジタルテレビ放送網整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモルディブ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　地上デジタルテレビ放送網整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十七億九千二百万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年八月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　遠藤和巳在モルディブ大使

モルディブ側　モハメド・アーシム外務大臣

平成二十八年十一月十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百三十四号

平成二十八年十月二十七日に東京で、ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億円

3　署名者

日　本　側　櫻井修一在ヨルダン大使

ヨルダン側　イマード・ファーフーリー計画・国際協力大臣

平成二十八年十一月十日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第二千二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字板谷字横谷四三八の六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字村所字永山重五九三の八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字横野字小山之尾二九七、二九八の一、二九八のイ

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡都農町大字川北字瓜生尾立二四一六八、二四一六八の二、二四一六八の三、字水洗二四四七一の四、二四四七一の一五、字前坂二四六〇三の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び都農町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県西都市大字南方字一ノ迫六一六一の二・六一六二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川字畑の尾三〇二四の四九（次の図に示す部分に限る。）、三〇二四の二五、三〇二四の五〇、三〇二四の五一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）